

## 評価基準留意事項（試行用）

### （企業の技術的能力）

項目	留意事項
過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	<p>①評価対象を、「元請として、過去5年間（※5年前の日の属する年度の4月1日以降）に施工し、引き渡した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績について、資料提出期限までに施工し、引き渡した工事を記載すること。</p> <p>②同種工事に係る建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書の写しを提出することで替えることができる。</p> <p>③共同企業体により施工した工事については協定書の写しを添付すること。</p> <p>④共同企業体の場合は全体の請負額を記入すること。</p> <p>⑤受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率△△%）と記載すること。</p> <p>⑥工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p>
過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	<p>①工事発注年度の直近2ヶ年度において、下関市（契約室）発注工事と上下水道局発注工事の完成検査成績評定点を合算し、当該業者が施工した工種別工事の平均成績評点数（小数点以下第1位を四捨五入）とする。ただし、請負金額が250万円未満の工事成績評定点の上限を75点として算出する。</p> <p>②平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。</p> <p>③対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、評価点は0点とする。</p>
過去2年間の指名停止措置の有無	<p>①公告日前の2年間に市の指名停止措置を受けているものを対象とし評価（減点）する。</p>
過去3年間の優良工事表彰の有無	<p>①公告日前の3年間に山口県優良建設工事表彰制度又は下関市上下水道局優秀工事表彰制度により表彰されたもの（発注工事と同じ工種で表彰された場合に限る。）を対象に評価するので、表彰されたこと分かる書類を提出すること。</p>
ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	<p>①ISO9001、ISO14001又は環境活動評価プログラム（エコアクション21）の何れかを認証取得している場合に評価するので、認証取得を示す登録証の写しを提出すること。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適合範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は、日本語訳を添付すること。</p>
労働安全衛生マネジメント等の取得状況	<p>①労働安全衛生マネジメント（OHSAS18001、JISHA方式適格OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また、外国語表記の場合は、日本語訳を添付すること。</p>

(配置技術者の能力)

項目	留意事項
主任（監理）技術者の保有する資格	<p>① 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>② 配置予定の技術者の保有資格について、1級〇〇〇〇管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する者の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付すること。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）の写しを添付すること。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は、監理技術者講習終了証の写しを併せて添付すること。）</p> <p>④ 主任技術者にあつては、国家資格又は実務経験が確認できる書類の写し、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p>
過去5年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	<p>① 評価対象を、「元請として、過去5年間（※5年前の日の属する年度の4月1日以降）に施工し、引き渡した同種工事に従事した経験の有無」としているのので、該当する工事について記載すること。</p> <p>② 工事内容が確認できる資料を添付すること。</p> <p>③ 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。</p>
上記工事における配置予定技術者の工事成績評定点	<p>①配置予定技術者の施工経験として提出された工事（請負金額が発注工事の設計金額以上で、上記項目で施工経験として評価されたものに限る。）が下関市（契約室）発注工事又は上下水道局発注工事である場合に、その工事成績評定点について評価する。</p>
公示日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	<p>①当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況を対象とする。</p> <p>②提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上（例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット以上）取得していることが確認できる場合に評価する。</p>
技能士等の活用	<p>① 評価対象とする技能士の従事する工種は、工事の内容に応じて指定された工種において配置する技能士について記載すること。また、技能士以外に品質確保上、有効な資格について指定する場合がある。</p> <p>② 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。</p> <p>③ 従事する技能士等は、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p>

(企業の地域貢献度)  
地域精通度

項目	留意事項
地域的条件	<p>①地域を旧市内、彦島、山陰、山陽、菊川、豊田、豊浦、豊北の8区分とした場合に、工事場所のある地域に本店があるものに3点を付与する。</p> <p>②地域を旧下関市、旧豊浦郡の2区分とした場合に、工事場所のある地域(①に該当する場合を除く。)に本店があるものに2点を付与する。</p>

地域貢献度

項目	留意事項
過去5年間の災害時緊急対応出動実績	<p>①下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録(発注工種に限る。)があり、過去5年間(※5年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)において、その出動実績があるものを評価する。</p> <p>②当該制度に登録(発注工種に限る。)はあるが、出動実績がないものについては、0.5点を付与する。</p>
過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	<p>①過去3年間(※3年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)に下関市内に住所を有する者を新規に雇用(下関市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。)した後、1ヶ月以上雇用を継続し、参加申請日において常時雇用していれば評価する。</p> <p>②雇用の開始及び継続が確認できる書類、被雇用者の住所がわかる書類の写しを添付すること。</p>
障害者の雇用状況	<p>①参加申請日において、障害者の雇用の促進に関する法律に基づく障害者雇用の報告義務がある事業主(従業員50人以上)は、法定雇用率以上の障害者の雇用がある場合に、報告義務がない事業主は、1名以上の障害者の雇用がある場合に評価する。</p> <p>②雇用の開始及び継続が確認できる書類及び障害の程度が分かる書類(身体障害者手帳、療育手帳等)の写しを添付すること。</p>
更生保護の協力雇用主登録の有無	<p>①参加申請日において保護観察対象者等の「協力雇用主」の登録を受けているものを評価するので、登録を受けていることが分かる書類を添付すること。</p>
消防団協力事業所の登録の有無	<p>①参加申請日において「下関市消防団協力事業所」の認定を受けているものを評価する。</p>
男女共同参画に関する取組	<p>①監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者を参加申請日において3ヶ月以上常時雇用していれば評価する。</p> <p>②雇用の開始及び継続が確認できる書類、資格証明書等の写しを添付すること。</p>